

リフォーム工事

対象となる住宅

補強工事と同時にリフォーム工事を行う住宅が対象となります。

ただし、耐震補強計画に基づき行われる補強工事は除きます。

また、次の①から④の全てに該当すること。

- ① 県内に本店、支店又は営業所がある事業者が施工すること
- ② 補強工事に含まれる改修工事以外の機能向上等を目的とした増改築、リフォーム工事（機能及び性能向上しない更新工事等は対象外）
- ③ 門、塀、造園など外構工事でないこと
- ④ 容易に取り外しができるものでないこと
- ⑤ 建設業者で調達しない設備機器等でないこと
- ⑥ 他の公的補助金等（利子補給補助を含む）又は、介護保険から支給される工事でないもの

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 本制度の耐震補強工事と同時に機能及び性能向上等する工事を行います
- 耐震補強工事の対象となっている同一棟を行います
- 「対象となる住宅」の、①から⑥の全てに該当します
- 工事請負契約及び工事着手はしていません

リフォーム工事

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【リフォーム工事は補強工事と併せて申請となります】

補強工事申込時に以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ リフォーム工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類（補強工事、リフォーム工事毎の明細がわかるものとしてください）

補助金交付の決定

交付決定後、補強工事の「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付決定通知書」にリフォーム工事分を加算して送付します。

【交付の決定までに2、3週間要します】

また、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

リフォーム工事の契約及び着手時期

補強工事同様に、工事請負契約及び工事着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手をした場合は、補助金の

交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問合わせください。

リフォーム工事が完了したら

リフォーム工事完了後、補強工事の完了報告時に以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ リフォーム工事請負契約書の写し
- ・ リフォーム工事費の請求書又は領収書の写し
- ・ リフォーム工事箇所ごとの工事施工前及び工事完了後の写真等

補強工事とリフォーム工事の契約内容、支払い内訳等が明確になっている場合、それぞれで契約する必要はありません。

補助金交付の確定

交付額確定後、建築指導課より「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付請求書**」により請求してください。

【補助金の振込には、1か月程度要します】

参考 リフォーム工事補助金の額

リフォーム工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 599,999	左欄の額の3分の1（※1）	補助金の額を除いた額
600,000 ～	200,000	200,000を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。